# 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2025年4月14日

【中間会計期間】 第75期中(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

【会社名】 株式会社文教堂グループホールディングス

【英訳名】 BUNKYODO GROUP HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤 協治

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市高津区久本三丁目1番28号

【電話番号】 044(811)0118

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 小林 友幸

【最寄りの連絡場所】 神奈川県川崎市高津区久本三丁目 1 番28号

【電話番号】 044(811)0118

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 小林 友幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第74期 中間連結会計期間	第75期 中間連結会計期間	第74期
会計期間		自2023年 9 月 1 日 至2024年 2 月29日	自2024年 9 月 1 日 至2025年 2 月28日	自2023年 9 月 1 日 至2024年 8 月31日
売上高	(千円)	7,642,583	7,406,989	14,925,191
経常利益	(千円)	46,822	36,410	57,616
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益	(千円)	38,639	28,476	42,832
中間包括利益又は包括利益	(千円)	38,639	28,476	42,832
純資産額	(千円)	1,306,769	1,339,438	1,310,961
総資産額	(千円)	9,517,605	9,026,719	10,049,990
1株当たり中間(当期)純利益	(円)	0.88	0.63	0.96
潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期)純利益	(円)	0.78	0.57	0.77
自己資本比率	(%)	13.73	14.84	13.04
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	373,544	941,942	797,562
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,621	51,090	30,604
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	70,734	272,681	173,646
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	(千円)	424,319	260,021	1,525,737

<sup>(</sup>注)当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しており ません。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

## 1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### 重要事象等について

当社グループは、2018年8月期に重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、債務超過となったことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断しておりました。

その後、当社グループは、当該状況を早急に解消し、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、2019年6月28日付で産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下「事業再生ADR手続」という)の利用申請を行い、事業再生計画案に対して事業再生ADR手続の対象債権者となるすべてのお取引金融機関からご同意をいただき、2019年9月27日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。また、本事業再生計画に基づき以下の施策を着実に実施してまいりました。

事業上の施策といたしましては、 エリアマネージャー制の導入等、 返品率の減少、 文具販売の強化、 不採 算店舗の閉鎖、 本部コスト等の削減、 組織再編等に取り組み、収益力の改善を実現してまいりました。

財務面につきましては、お取引金融機関により、 債務の株式化、 債務の返済条件の変更によるご支援をいただきました。

また、大株主である日販グループホールディングス㈱からは、 店舗の競争力を維持・強化するため、500百万円の出資、 既存債務の一部支払いの条件変更、 その他事業面、人事面でのご支援をいただき、財務状態の安定化を図ってまいりました。

しかしながら、お取引金融機関との事業再生ADR手続きの計画期間終了となる2025年8月以降の中期計画及び借入金の返済並びに資金調達に関する合意が、現時点でなされていないことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると判断しております。

現在、収益性の高い文具や集客力の高いトレーディングカード及びガシャポンのデパートの導入拡大及び粗利貢献が高いインセンティブ商品の取扱い拡大を基軸とした中期計画の策定を進めており、新たな投資に係る資金調達及び借入金の返済について、対象債権者と2025年8月の合意を目途とした交渉を継続しております。

しかし、現時点でお取引金融機関との最終的な合意が得られていないため、当社グループの資金繰りに影響を及ぼす可能性を勘案すると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しておりません。

## 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1)経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されておりますが、物価上昇や海外景気の下振れリスク等の影響により依然として先行き不透明な状況が続いております。

出版流通業界におきましては、書籍・雑誌ともに市場は縮小傾向にあります。また、個人の消費支出の動向としては、賃金増加を背景に緩やかに持ち直すものとみられるものの、物価上昇の影響を受けて教養娯楽使用品への支出は減少傾向にあり、厳しい業績推移が続いております。

このような状況下において、当社グループにおきましては、2019年9月27日に成立した事業再生ADR手続において同意を得た事業再生計画に基づいて、引き続き事業構造改革に取り組んでまいりました。

各事業の運営状況は次のとおりであります。

主力の書店事業については、引き続き厳しい経営環境の下、売上高拡大と利益率の改善のため、ブックセラーズ&カンパニーからの書籍仕入を増加させるとともに、仕入値が安価な買切り書籍の取り扱いを開始することで報奨金の獲得を強化しております。また、一部雑誌タイトルについて買い切り方式での仕入に転換することによって仕入原価を抑え、発売から一定期間が経過した商品については値下げ販売を行い売り切るスキームに注力してまいりました。他部門の事業については、好調を維持している文具・雑貨・食品等のイベント販売による売上拡大施策を実施、「本屋さんのガシャポンのデパート」を南大沢店・函館昭和店・西野3条店・練馬高野台店へ導入いたしました。また、トレーディングカードの新品・中古を取り扱う専門店を、あきる野店・南大沢店・函館昭和店に新たに導入いたしました。

教育プラットフォーム事業では、「プログラミング教育 HALLO powered by Playgram × やる気スイッチ TM」 へFC加盟し、事業展開するプログラミング教育HALLOのポスティングなどでの広告宣伝の強化や、体験会の開催などで認知度向上、需要の喚起に努めてまいりました。また、株式会社Gakkenとの共同開発による書店併設型のシニア向け脳活性教室「Gakken脳げんきサロン」の専用教室を南大沢店に開設いたしました。

これらの結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上高は不採算店舗の閉店により7,406百万円(前年同期比3.1%減)、営業利益は29百万円(前年同期比6.1%減)、経常利益は36百万円(前年同期比22.2%減)、親会社株主に帰属する中間純利益は28百万円(前年同期比26.3%減)となりました。

なお、当社グループの報告セグメントは販売業及び教育プラットフォーム事業でありますが、教育プラットフォーム事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

## (2)財政状態の状況

当中間連結会計期間末における資産合計は、9,026百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,023百万円減少いたしました。主な要因は、商品が250百万円増加した一方、現金及び預金が1,265百万円減少したことなどによるものです

負債合計は7,687百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,051百万円減少いたしました。主な要因は、支払手 形及び買掛金が646百万円、借入金が272百万円減少したことなどによるものです。

純資産合計は1,339百万円となり、前連結会計年度末に比べて28百万円増加いたしました。主な要因は、親会社株主に帰属する中間純利益の計上により利益剰余金が28百万円増加したことによるものです。

#### (3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は前連結会計年度末に比べて 1,265百万円減少し260百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は主に、棚卸資産の増加額250百万円や仕入債務の減少額646百万円などの要因により、使用した資金は941百万円(前年同期は373百万円の支出)となりました。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は主に、有形固定資産の取得による支出47百万円などの要因により、使用した資金は51百万円(前年同期は2百万円の支出)となりました。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は主に、短期借入金の純減額142百万円、長期借入金の返済による支出130百万円の要因により、使用した資金は272百万円(前年同期は70百万円の支出)となりました。

#### (4)会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

## (5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

#### (6) 研究開発活動

該当事項はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

# 第3【提出会社の状況】

# 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	56,018,860
A 種類株式	800
B種類株式	800
C種類株式	800
D種類株式	800
E種類株式	800
F 種類株式	800
G種類株式	800
H種類株式	800
I 種類株式	800
J種類株式	848
K種類株式	1,864
計	56,028,772

## 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2025年 2 月28日)	提出日現在発行数(株) (2025年4月14日) (注2)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	43,849,840	43,849,840	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数100株
			スタノダート巾场	(注1)
^ 1₹ *± †† <del>- </del>			4F 1 1B	単元株式数 1 株
A 種類株式	-	-	非上場	(注1)
				(注3)
- 45 WT L4 - 12			JL 1 18	単元株式数1株
│ B 種類株式 │	-	-	非上場	(注1)
				(注3)
- <t 1="" d<="" nt="" th=""  =""><th></th><th></th><th></th><th>単元株式数1株</th></t>				単元株式数1株
C種類株式	-	-	非上場	(注1)
				(注3)
				単元株式数1株
│ D種類株式	-	-	非上場 	(注1)
				(注3)
				単元株式数1株
E 種類株式	-	-	非上場	(注1)
				(注3)
				単元株式数1株
F種類株式	-	-	非上場	(注1)
				(注3)
				単元株式数1株
G種類株式	-	-	非上場	(注1)
				(注3)
				単元株式数1株
H種類株式	-	-	非上場	(注1)
				(注3)
				単元株式数 1 株
I種類株式	-	-	非上場	(注1)
				(注3)
				単元株式数1株
」種類株式	-	-	非上場	(注1)
				(注3)
				単元株式数1株
K種類株式	154	154	非上場	(注1)
				(注3)
計	43,849,994	43,849,994	-	-

- (注) 1. 当社は、資金調達について多様化を図り柔軟かつ機動的に行うために、異なる内容の株式として普通株式及び 複数の種類株式を発行しております。
  - 2.「提出日現在発行数」欄には、2025年4月1日からこの半期報告書提出日までの種類株式の転換による株式数の増減は含まれておりません。
  - 3.種類株式の内容は次のとおりであります。
    - (1)剰余金の配当

#### 優先配当金

剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された種類株式(Aないし K種類株式を指し、以下総称して「種類株式」という。)を有する株主又は種類株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、種類株式1株につき、種類株式1株の払込金額相当額(Aないし」種類株式については348,000円を、K種類株式については10,000,000円をいう。以下同じ。)に、年率0.1%を乗じて算出される金額を支払う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とする優先配当をしたときは、その額を控除した額とする。なお、円位未満は切り捨てる。

半期報告書

#### 累積条項

2019年9月1日以降に開始する事業年度において種類株主又は種類登録株式質権者に対し、優先配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、普通株主又は普通登録株式質権者及び種類株主又は種類登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、種類株主又は種類登録株式質権者に支払う。

非参加条項

種類株主又は種類登録株式質権者に対しては、 を超えて配当は行わない。

#### (2)残余財産の分配

残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、種類株主又は種類登録株式質権者に対し、種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を分配日の属する事業年度の初日(同日含む。)から分配日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額を加算した額を支払う。ただし、残余財産の分配が行われる日が配当基準日の翌日(同日含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして累積未払配当金相当額を計算する。

非参加条項

種類株主又は種類登録株式質権者に対しては、 のほか、残余財産の分配は行わない。

#### (3)議決権

種類株主は、株主総会における議決権を有しない。

#### (4)株式の譲渡制限

種類株式を譲渡するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(5)普通株式を対価とする取得請求権

普通株式対価取得請求権

種類株主は、2020年7月1日以降いつでも、当社に対して、種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、種類株主が取得の請求をした種類株式を取得するのと引換えに、種類株主が取得の請求をした種類株式の払込金額相当額の総額(種類株式ごとの発行済株式総数に払込金額相当額を乗じて得られる額をいう。以下同じ。)を、取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、端数は切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

当初取得価額

取得価額は、当初128円とする。

取得価額の調整

- (a)以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。なお、円位未満は切り捨てる
  - 1)普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

分割前発行済普通株式数 調整後取得価額 = 調整前取得価額 × 分割後発行済普通株式数

2) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

拼合前発行済普通株式数 調整後取得価額 = 調整前取得価額 × 併合後発行済普通株式数 3)下記(c)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式により取得価額を調整する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式数」は「処分する当社が保有する普通株式数」、「当社が保有する普通株式数」は「処分前において当社が保有する普通株式数」とそれぞれ読み替える。

(発行済普通株式数

新たに発行する <sub>×</sub> + 普通株式数

、 1株当たり

- 当社が保有する普通株式数)

払込金額

普通株式1株当たりの時価

調整後取得価額 = 調整前取得価額 x

(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式数) +新たに発行する普通株式数

- (b)上記(a)に掲げた事由によるほか、以下 1)ないし 3)のいずれかに該当する場合には、当社は種類株主又は種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
  - 1)合併、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき
  - 2)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき
  - 3) その他、発行済普通株式数 (ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。) の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき
- (c) 取得価額の調整に際して使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表するWAP(売買高加重平均価格)の平均値とする。

#### (6)金銭を対価とする取得請求権

#### 金銭対価取得請求

種類株主は、2030年以降毎年1月15日(ただし、該当日が休日である場合には翌営業日)に、当社に対して、種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、種類株主が取得の請求をした種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を金銭対価取得請求がなされた日の属する事業年度の初日(同日含む。)から金銭対価取得請求日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。ただし、金銭対価取得請求日が配当基準日の翌日(同日含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして累積未払配当金相当額を計算する。なお、円位未満は切り捨てる。

分配可能額が不足する場合の按分取得

金銭対価取得請求がなされた日における分配可能額が不足する場合には、取得すべき種類株式は、金銭対価取得請求がなされた種類株式の払込金額相当額の総額に応じて、按分比例の方法による。

#### (7) 金銭を対価とする取得条項

## 金銭対価取得条項

当社は、2029年9月1日以降いつでも、取締役会の決議で定める取得日をもって、種類株主及び種類登録株式質権者の意思にかかわらず、種類株式の全部又は一部を、種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日(同日含む。)から金銭対価取得日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満は切り捨てる。)を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。ただし、金銭対価取得日が配当基準日の翌日(同日含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして累積未払配当金相当額を計算する。

取得する株式の決定方法等

本項に基づき種類株式の全部又は一部を取得するときは、当社は、AないしK種類株式のすべて種類の種類株式(当該種類の種類株式の発行済株式数から自己株式数を控除した数がゼロとなる種類の種類株式を除く。)を取得するものとする。ただし、ある種類の種類株式を有する種類株主の全員の同意を得た場合は、当社は、当該種類の種類株式を取得しないことができる。

一部取得の場合の取得する株式の決定方法等

種類株式の一部を取得するときは、取得する株式の決定方法は、各種の種類株主が保有する種類株式の払込 金額相当額の総額に応じて、按分比例の方法による。

#### (8)株式の併合又は分割、募集株式の割当を受ける権利等

当社は、種類株式について株式の併合又は分割を行わない。

当社は、種類株主に対して、株式の無償割当又は新株予約権の無償割当は行わない。

当社は、種類株主に対して、募集株式の割当を受ける権利又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。

#### (9)優先順位

各種の種類株式の優先配当金、各種の種類株式の累積未払配当金相当額及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当の支払順位は、各種の種類株式の累積未払配当金相当額が第1順位(それらの間では同順位)、各種の種類株式の優先配当金が第2順位(それらの間では同順位)、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当が第3順位とする。

各種の種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、各種の種類株式に係る残余財産の分配を 第1順位(それらの間では同順位)、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。

剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた 按分比例の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

#### (2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

## (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2024年9月2日 (注)	468,744	43,849,994	-	50,000	-	-

(注) 2024年9月2日に普通株式を対価とするK種類株式6株を取得及び消却し、同日に対価の普通株式468,750株が増加しております。

## (5)【大株主の状況】

## 2025年 2 月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自 己株式を除 く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
日販グループホールディングス株式会社	東京都千代田区神田駿河台4-3	3,930	8.97
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1-1-1	3,317	7.57
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21	1,634	3.73
加賀美 武飛	東京都国分寺市	604	1.38
株式会社横浜銀行	   神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	601	1.37
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	361	0.82
熊谷 正昭	東京都中野区	351	0.80
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	BAHNHOFSTRASSE 45 ZURICH SWITZERLAND 8098 (東京都千代田区丸の内1-4-5)	330	0.75
小檜山 悟	茨城県龍ケ崎市	300	0.68
石津 秀之	大阪府高槻市	267	0.61
計	-	11,697	26.69

## なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

## 2025年 2 月28日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
日販グループホールディングス株式会社	東京都千代田区神田駿河台4-3	39,300	8.97
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1-1-1	33,170	7.57
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21	16,346	3.73
加賀美 武飛	東京都国分寺市	6,045	1.38
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	6,013	1.37
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	3,611	0.82
熊谷 正昭	東京都中野区	3,511	0.80
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	BAHNHOFSTRASSE 45 ZURICH SWITZERLAND 8098 (東京都千代田区丸の内1-4-5)	3,304	0.75
小檜山 悟	茨城県龍ケ崎市	3,000	0.68
石津 秀之	大阪府高槻市	2,674	0.61
計	-	116,974	26.70

## (6)【議決権の状況】 【発行済株式】

## 2025年 2 月28日現在

区分	株式数	女(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	K種類株式	154	-	「 1 株式等の状況 ( 1 )株式の総数等 発行済株式」に記載の とおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)			1	-
議決権制限株式(その他)			-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	28,000	-	「 1 株式等の状況 ( 1 )株式の総数等 発行済株式」に記載の とおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式	43,806,300	438,063	同上
単元未満株式	普通株式	15,540	1	一単元(100株)未満の 株式
発行済株式総数		43,849,994	1	-
総株主の議決権		-	438,063	-

<sup>(</sup>注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式48株が含まれております。

## 【自己株式等】

2025年 2 月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社文教堂グループ ホールディングス	川崎市高津区久本 3 - 1 - 28	28,000	-	28,000	0.06
計	-	28,000	-	28,000	0.06

## 2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

1.中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第 1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

## 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2024年9月1日から2025年2月28日まで)に係る中間連結財務諸表について、南青山監査法人による期中レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第74期連結会計年度 監査法人ナカチ 第75期中間連結会計期間 南青山監査法人

## 1【中間連結財務諸表】

# (1)【中間連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年 8 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 2 月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,525,737	260,021
売掛金	676,734	632,892
商品	5,333,169	5,583,424
貯蔵品	3,738	4,009
その他	177,044	197,900
流動資産合計	7,716,424	6,678,247
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	282,424	292,636
機械装置及び運搬具(純額)	290	241
土地	569,506	569,506
その他(純額)	90,522	103,974
有形固定資産合計	942,743	966,359
無形固定資産		
ソフトウエア	21,744	18,216
電話加入権	32,855	32,855
無形固定資産合計	54,599	51,071
投資その他の資産		
投資有価証券	69,313	69,313
差入保証金	1,253,064	1,248,296
その他	13,845	13,430
投資その他の資産合計	1,336,223	1,331,040
固定資産合計	2,333,566	2,348,471
資産合計	10,049,990	9,026,719

(単位:千円)

		(半四・1円)
	前連結会計年度 (2024年 8 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 2 月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,479,956	2,833,290
短期借入金	2,349,299	2,206,713
1 年内返済予定の長期借入金	564,748	1,892,911
未払法人税等	13,543	6,585
賞与引当金	50,934	45,000
事業構造改革引当金	71,727	71,727
その他	293,287	189,046
流動負債合計	6,823,496	7,245,275
固定負債		
長期借入金	1,458,258	-
退職給付に係る負債	338,847	321,579
その他	118,427	120,426
固定負債合計	1,915,532	442,005
負債合計	8,739,029	7,687,281
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	87,908	87,908
利益剰余金	1,191,277	1,219,754
自己株式	18,224	18,224
株主資本合計	1,310,961	1,339,438
純資産合計	1,310,961	1,339,438
負債純資産合計	10,049,990	9,026,719

# (2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】【中間連結損益計算書】

<u>(単位:千円)</u>

		(単位・十口)
	前中間連結会計期間 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
売上高	7,642,583	7,406,989
売上原価	5,521,446	5,292,263
売上総利益	2,121,137	2,114,726
販売費及び一般管理費	2,089,563	2,085,077
営業利益	31,573	29,649
営業外収益		
受取利息	5	516
受取手数料	306	189
受取家賃	33,783	33,875
その他	4,727	3,307
営業外収益合計	38,822	37,888
営業外費用		
支払利息	21,888	29,221
その他	1,685	1,905
営業外費用合計	23,573	31,127
経常利益	46,822	36,410
特別利益		
施設利用権売却益	1,682	-
事業構造改革引当金戻入益	869	-
特別利益合計	2,551	-
特別損失		
固定資産除却損	689	1,270
事業構造改革費用	3,153	-
特別損失合計	3,842	1,270
税金等調整前中間純利益	45,531	35,140
法人税、住民税及び事業税	6,891	6,663
法人税等合計	6,891	6,663
中間純利益	38,639	28,476
親会社株主に帰属する中間純利益	38,639	28,476

#### 半期報告書

## 【中間連結包括利益計算書】

			(単位:千円)
		前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
	中間純利益	38,639	28,476
	中間包括利益	38,639	28,476
	(内訳)		
	親会社株主に係る中間包括利益	38,639	28,476
	非支配株主に係る中間包括利益	-	_

(単位:千円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	45,531	35,140
有形固定資産償却費	32,354	28,586
無形固定資産償却費	5,387	3,977
賞与引当金の増減額(は減少)	1,080	5,934
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	18,704	17,267
事業構造改革引当金の増減額( は減少)	2,284	-
受取利息及び受取配当金	5	516
支払利息	21,888	29,221
有形固定資産除却損	689	1,270
施設利用権売却損益( は益)	1,682	-
売上債権の増減額( は増加)	33,074	43,841
棚卸資産の増減額(は増加)	41,719	250,525
その他の流動資産の増減額( は増加)	16,579	20,940
仕入債務の増減額( は減少)	324,509	646,666
未払又は未収消費税等の増減額	13,242	83,272
その他の流動負債の増減額(は減少)	28,835	26,597
その他	7,200	9,988
小計	337,611	899,693
利息及び配当金の受取額	5	516
利息の支払額	21,888	29,221
法人税等の支払額	14,049	13,543
営業活動によるキャッシュ・フロー	373,544	941,942
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	11,712	47,843
無形固定資産の取得による支出	2,612	450
有形固定資産の除却による支出	570	-
施設利用権の売却による収入	1,682	-
長期前払費用の取得による支出	750	2,400
差入保証金の差入による支出	923	10,400
差入保証金の回収による収入	12,264	10,003
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,621	51,090
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額( は減少)	34,754	142,585
長期借入金の返済による支出	35,980	130,095
自己株式の取得による支出	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	70,734	272,681
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	2
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	446,903	1,265,715
現金及び現金同等物の期首残高	871,222	1,525,737
現金及び現金同等物の中間期末残高	424,319	260,021

#### 【注記事項】

## (継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、2018年8月期に重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、債務超過となったことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断しておりました。

その後、当社グループは、当該状況を早急に解消し、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、2019年6月28日付で産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下「事業再生ADR手続」という)の利用申請を行い、事業再生計画案に対して事業再生ADR手続の対象債権者となるすべてのお取引金融機関からご同意をいただき、2019年9月27日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。また、本事業再生計画に基づき以下の施策を着実に実施してまいりました。

事業上の施策といたしましては、 エリアマネージャー制の導入等、 返品率の減少、 文具販売の強化、 不 採算店舗の閉鎖、 本部コスト等の削減、 組織再編等に取り組み、収益力の改善を実現してまいりました。

財務面につきましては、お取引金融機関により、 債務の株式化、 債務の返済条件の変更によるご支援をいただきました。

また、大株主である日販グループホールディングス㈱からは、 店舗の競争力を維持・強化するため、500百万円の出資、 既存債務の一部支払いの条件変更、 その他事業面、人事面でのご支援をいただき、財務状態の安定化を図ってまいりました。

しかしながら、お取引金融機関との事業再生ADR手続きの計画期間終了となる2025年8月以降の中期計画及び借入金の返済並びに資金調達に関する合意が、現時点でなされていないことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると判断しております。

現在、収益性の高い文具や集客力の高いトレーディングカード及びガシャポンのデパートの導入拡大及び粗利貢献が高いインセンティブ商品の取扱い拡大を基軸とした中期計画の策定を進めており、新たな投資に係る資金調達及び借入金の返済について、対象債権者と2025年8月の合意を目途とした交渉を継続しております。

しかし、現時点でお取引金融機関との最終的な合意が得られていないため、当社グループの資金繰りに影響を及 ぼす可能性を勘案すると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しておりません。

#### (中間連結貸借対照表関係)

#### 偶発債務

当社は、普通株主への配当金の支払いを支給条件とした役員退職慰労金規程を制定しております。 なお、当該偶発債務は前連結会計年度末22,600千円、当中間連結会計期間末23,500千円であります。

#### (中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
賃借料	677,636千円	662,389千円
給料手当	261,966	248,128
雑給	428,855	448,897
賞与引当金繰入額	50,934	45,000
退職給付費用	9,040	7,201

#### (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
現金及び預金勘定	424,319千円	260,021千円
現金及び現金同等物	424,319	260,021

#### (株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2023年9月1日 至 2024年2月29日) 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日) 配当に関する事項 該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当社グループの報告セグメントは、販売業及び教育プラットフォーム事業でありますが、教育プラットフォーム事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当社グループの報告セグメントは、販売業及び教育プラットフォーム事業でありますが、教育プラットフォーム事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

		( 1 .— : 1 1 3 7
	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
書籍・雑誌等の販売業		
小売		
書籍	3,448,506	3,265,628
雑誌	2,372,153	2,213,761
文具	913,063	985,532
その他	860,638	897,510
卸売		
書籍・雑誌	8,299	7,853
その他収益	39,922	36,703
顧客との契約から生じる収益	7,642,583	7,406,989
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	7,642,583	7,406,989

## (1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

<u> </u>		
	前中間連結会計期間 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
(1) 1株当たり中間純利益	0円88銭	0円63銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	38,639	28,476
普通株主に帰属しない金額(千円)	825	763
(うち K 種類株式に係る優先配当金)	( 825 )	( 763 )
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	37,814	27,713
普通株式の期中平均株式数(株)	42,884,306	43,819,202
(2)潜在株式調整後1株当たり中間純利益	0円78銭	0円57銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額 (千円)	825	763
(うちK種類株式に係る優先配当金)	(825)	(763)
普通株式増加数 (株)	6,484,375	6,054,688
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当		
たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、	_	_
前連結会計年度末から重要な変動があったものの概		
要		

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社文教堂グループホールディングス(E03221) 半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

半期報告書

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年4月14日

## 株式会社文教堂グループホールディングス

取締役会 御中

## 南青山監査法人

## 東京都港区

代表社員 公認会計士 菲澤 政 男業務執行社員

代表社員 業務執行社員 公認会計士 中島敦史

業務執行社員 公認会計士 田 口 俊 啓

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社文教堂グループホールディングスの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2024年9月1日から2025年2月28日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社文教堂グループホールディングス及び連結子会社の2025年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、取引金融機関との事業再生ADR手続の計画期間終了となる2025年8月以降の中期計画及び借入金の返済並びに資金調達に関する合意が現時点でなされていないことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### その他の事項

会社の2024年8月31日をもって終了した前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して2024年4月15日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2024年11月29日付けで無限定適正意見を表明している。

#### 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結 財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー 手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施され る年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。